

キッズキッチン協会 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、キッズキッチン協会（以下『本会』という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(支部)

第 3 条 本会は、総会の議決をもって、支部を置くことができる。

2. 前項において設置された支部の構成及び運営に関しては、この定款に定めがあるもの
他、該支部規則の定めるところによる。
3. 本条に基づき設置された支部は、第 6 条に規定する団体正会員とする。

(目的)

第 4 条 本会は、子ども達自らが五感を働かせ体験する体感型食育をもって、子ども自身のたくましく生きる力を育むこと、さらには子ども達の食育体験を通じて、子ども、家庭、地域のつながりをつくり深め、地域の食文化を伝承し、豊かな地域社会を創出する事を目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「食」を通じ、子どもにとって良い体験となる事を重視した、子ども自身による体験型食育プログラム（以下「キッズキッチン」という）の実施
- (2) 「キッズキッチン」活動を支え、より広範囲に普及させていくためのインストラクター及び食に関してプロフェッショナルに活動できる人材の育成
- (3) キッズキッチン活動の具体的な手法論や、推進方策に関する調査、研究の実施
- (4) 民間企業・自治体・公益法人などによる食育推進（ビジネスモデルなどの研究・調査）のあり方、ならびに社会貢献活動としての関与のあり方の調査・研究
- (5) キッズキッチン活動の普及、啓発のためのプロモーション、パブリシティ活動の実施
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

正会員は本会の目的に賛同し、本会の活動を推進する法人、団体及び個人とし、法人正会員、団体正会員及び個人正会員の三種類に区分する。

(2) 準会員

準会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する自治体、法人、団体及び個人とし、自治体・NPO会員、法人賛助会員、個人賛助会員の三種類に区分する。

(3) 認定インストラクター会員

認定インストラクター会員は本会の事業に参加しようとする個人であって、本会が主催するインストラクター養成講座を修了し、認定を受け登録された個人とする。

(入会)

第7条 本会の準会員、認定インストラクター会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2. 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出のうえ、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

2. 既納の会費は返還しない。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、正会員については総会の議決により、準会員及び認定インストラクター会員については理事会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき
- (3) 著しく会費を滞納したとき

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 除名されたとき

- (3) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が解散したとき
- (4) 本会が解散したとき

(権利の喪失)

第 12 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることはできない。

第 3 章 役員等

(役員)

第 13 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 15 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
2. 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長、1 名を事務局長とする。

(役員を選任)

第 14 条 本会の役員は総会で正会員のうちから選任する。

- 2. 会長、副会長、事務局長は、理事の互選とする。
- 3. 理事及び監事は、相互に兼務することができない。

(役員職務)

第 15 条 会長は、本会を代表する。

- 2. 副会長は会長を補佐する。
- 3. 事務局長は、本会の業務を統括、処理し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4. 理事は、理事会を構成して、会務を執行する。
- 5. 監事は、会務を監査する。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠により就任した役員任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3. 増員により就任した役員任期は他の役員任期の残存期間と同一とする。
- 4. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 17 条 役員が、次の各号 1 に該当するときは総会の議決において、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 18 条 役員の報酬は、無報酬とする。

(顧問、参与)

第 19 条 本会に、顧問、参与をそれぞれ若干名おくことができる。

2. 顧問、参与は、理事会が推挙し、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は、会議に出席して意見を述べることができる。
4. 参与は、本会の事業に関して理事会の諮問に答え、又は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 会議

(会議の種別、議長)

第 20 条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 理事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成される。

(総会の種別、招集)

第 22 条 総会は、通常総会として、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する他、次に掲げる事由により臨時総会を開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた時。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により総会開催の請求があった時。
2. 総会は、会長がこれを招集する。

(総会の議決事項)

第 23 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 会費の額
- (5) 合併
- (6) その他の運営に関する重要事項

(総会の定足等)

第 24 条 正会員はそれぞれ 1 個の議決権を有する。

2. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
3. 総会の議決事項は、出席した正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 25 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席正会員 2 名以上が、これに記名押印するものとする。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 正会員数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
3. 会長は、第 1 項の議事録を事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成し、事務局長が必要と認めたとき招集する。

(理事会の議決事項)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) 総会によって委任された事項
 - (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
 - (5) 規程等の制定・改廃
 - (6) その他の重要事項
2. 前項第 4 号の議決事項は、次の総会に報告しなければならない。

(理事会の定足等)

第 29 条 理事はそれぞれ 1 個の議決権を有する。

2. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
3. 理事会の議決事項は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(規定の準用)

第 30 条 第 25 条の規定は、理事会に準用する。

第 5 章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第 31 条 本会は事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の議決を経て、委員会及び部会を置くことができる。

2. 委員会及び部会に関する必要事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 32 条 本会の事務を処理するために、事務局をおく。

2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、会費、寄付金及びその他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が定める。

(経費の支弁等)

第 36 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 37 条 会長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、総会に提出しなければならない。
3. 会長は、前2項の書類及び報告書について、総会の承認を得たのち、これを事務所に備え付けておかなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(附則)

この定款は平成22年7月1日から施行する。